



各 位

2025 年 2 月 20 日

会 社 名 スターゼン株式会社
代表者名 代表取締役社長 横田 和彦
コード番号 8043 (東証プライム)
問合せ先 取締役 佐奈 常裕
(TEL 03-3471-5521)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下、「本売出し」という。）に関し下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

なお、本日付の取締役会決議により、取得価額の総額 15 億円および取得株式総数 50 万株を上限とする自己株式取得に係わる事項についても決定しています。詳細につきましては、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本売出しの目的と位置づけ

当社は、2026 年 3 月期を最終年度とする 3 か年の中期経営計画において、「収益構造の再構築とサステナブルな事業運営」をテーマに掲げ、海外事業や国内成長市場への販売拡大等の新たな収益基盤構築に注力しております。併せて、資本コストや株価を意識した経営を実現するため、種々の取組みを強化しており、その一環として本日の取締役会決議で①株式の売出し(本件) ②自己株式取得③株式分割④従業員向け RS 付与制度導入を決定しました。なお⑤配当方針の明確化と配当予想の修正(増配)に関しましては、2024 年 11 月 14 日付で公表しております。

①株式の売出し（本件）

昨今の上場企業における政策保有株式縮減の潮流を踏まえ、様々な資本政策上の施策を検討する中、複数の金融機関より当社株式の売却意向があり、最適な株式売却の手法を検討した結果、売出しを決定したものです。株式の円滑な売却機会を提供しながら、個人投資家層を中心とした株主層の拡大および多様化を図るとともに、株式の流動性を高めます。

②自己株式取得

株主還元の強化と資本効率の向上を図るとともに、本売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和するため、取得価額の総額 15 億円および取得株式総数 50 万株を上限とする自己株式の取得を実施いたします。

③株式分割

投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大と当社株式の流動性向上を図るため、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を実施いたします。（詳細につきましては、本日公表の「株式分割および定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。）

④従業員向け譲渡制限付株式（RS）付与制度導入

当社グループの従業員が、当社の業績や株価への意識を一層高め、株主の皆様と価値の共有を進める環境を整えることを主目的として、社員持株会を通じた譲渡制限付株式付与制度を導入することといたしました。（詳細につきましては、本日公表の「社員持株会を通じた当社グループ従業員への譲渡制限付株式付与制度の導入および社員持株会における奨励金付与率の引き上げに関するお知らせ」をご参照ください。）

⑤配当方針の明確化と配当予想の修正（増配）

今後の成長戦略と株主還元のバランスを検討し、株主の皆様へ安定した還元をすることをより明確にお伝えするため、DOE（連結純資産配当率）3.0%を目指す方針を掲げ、2025 年 3 月期の配当予想を 110 円に修正（増配）する方針といたしました。（詳細につきましては、2024 年 11 月 14 日付で公表した「配当方針の明確化(DOE 目標の設定)ならびに配当予想の修正(増配)に関するお知らせ」をご参照ください。）

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | |
|--|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種類および数 | 当社普通株式 1,017,200株 |
| (2) 売 出 人 お よ び
売 出 株 式 数 | 農林中央金庫 304,400株
株式会社三菱UFJ銀行 279,900株
株式会社三井住友銀行 172,600株
株式会社みずほ銀行 160,300株
みずほ信託銀行株式会社 100,000株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年3月3日（月）から2025年3月6日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。） |
| (4) 売 出 方 法 | 売出しとし、大和証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 2025年3月10日（月）から2025年3月13日（木）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の承認については、取締役 佐奈 常裕に一任する。 | |

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2. を参照のこと。）

- | | |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種類および数 | 当社普通株式 152,400株
なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売 出 人 | 大和証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より152,400株を上限として借受ける当社普通株式について売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、取締役 佐奈 常裕に一任する。 | |

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭（1. 本売出しの目的と位置づけ）に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、152,400株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2025年3月26日（水）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2025年3月26日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引およびシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションの行使を行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否かおよびオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受け、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与および株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である農林中央金庫、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行およびみずほ信託銀行株式会社並びに当社株主である三井物産株式会社は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付、譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の交付(譲渡制限がロックアップ期間中に解除されないものであり、かつ、当該当社普通株式の総数が、当該当社普通株式の交付日前日現在の当社の発行済株式総数(潜在株式数を含む。)の1%を超えないことを条件とする。)および2022年6月29日開催の当社定時株主総会において継続することを承認された「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(当該定時株主総会後に同類の対応策が継続された場合を含む。)に基づき実施される新株予約権の無償割当て等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。